

## 第28回PFI推進委員会における議論の概要

### ○基本方針について

- ・事業期間をどうするかについて、現行制度上、入札にかけられるかは疑問であり、事業期間に関して入札の条件とできることを書くべきではないか。(C専門委員)  
→ガイドラインで対応したい。
- ・新規投資や改修については、以前のPFI室の調査によると、公共主体が行うものであるとしていたが、運営権制度が創設されたことで、民間事業者が自らの判断で行えると記述できないか。また、期間の制限はないことも記載できないか。(F専門委員)  
→新規投資や改修を民間事業者が行うことについては、運営権と契約の二本立てで今でも可能。また、期間については、ガイドラインでの記述としたい。
- ・全く行政が予定していない施設についての提案の可否については、予算がないから駄目となりがち。当該施設の必要性も含め総合的に判断すべきと、ガイドラインで記載することはできないか。(G専門委員)  
→行政と提案者が事前にやりとりをすることを含め、ガイドラインで書いていきたい。
- ・事業化後にリスクイベントで破綻したものの検証について、制約もあろうが、情報共有できるようにできないか。(A委員)  
→公表できることとできないことを仕分けながら共有できるようにしていきたい。
- ・公と民のイコールフットイングが重要であり、ガイドラインで官民連携の重要性について盛り込んでほしい。(H委員)

### ○基本方針のまとめ

ただいまの議論を踏まえ、委員・専門委員の指摘により必要となる修正、各省協議で必要となる修正事項の取扱いについては、委員長にご一任頂ければと存じます。調整過程の中で、例えば関係省庁の議論の中で、今日の議論の方向性と大きく違う、合致しないという場合には、更に本委員会で議論する必要がある、その場合には本委員会を招集することとしたい。それについても私にご一任頂ければと存じます。以上をもって、本基本方針の改正の方向性については妥当であると認めるということとしたいがいか。(異議なし) 異議がないようでありますので、本改正の方向性については、妥当であるということとしたいので、早く作業して頂きたい。

## ○法改正について

- ・機構のガバナンスはどうなっているのか。(I 委員)  
→一般の株式会社同様のガバナンスであり、また、重要事項を行うにあたっては、政府の認可を必要としている。
- ・機構の出融資先はメザニンのみか、一般の株式を取得することもあり得るか。(F 専門委員)  
→法律上の制限はないが、基本的にはメザニン。

## ○法改正についてのまとめ

1月20日に委員会を予定していると言っていたが、ほぼ議論は出尽くしたので、来週の委員会は休止としたい。ただ、基本方針の案が今日の認識と大きく変わるとかといった場合は改めて委員会を招集することとした。ただ、インフラファンドは非常に中途半端であるし、今後国会で議論されるということなので、進捗状況を踏まえて、できるだけ早い時期に、委員会を開き、報告を受けたい。日程については5月か6月か、そう遠くない範囲内で決めて案内させて頂きたい。

(以 上)